

審 査 基 準

令和4年2月25日作成

法 令 名	： 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律
根 拠 条 項	： 第11条第1項
処 分 の 概 要	： 犯罪被害者等給付金の支給についての裁定
原 権 者（委 任 先）	： 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	： 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）第15条（不正利得の徴収） 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第1条（法第2条第3項の政令で定める要件）、第1条の2（法第2条第4項の政令で定める身体上の障害の程度）、第2条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第3条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第4条（給付基礎額）、第5条（遺族給付金に係る倍数）、第6条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第7条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第8条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第9条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第10条（法第9条第2項の政令で定める額）、第11条（障害給付金に係る倍数）、第12条（法第12条第1項の政令で定める額） 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合の特例）、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第2条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第3条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第4条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）、第23条（添付書類の省略）
審 査 基 準	： 犯罪被害者等給付金の支給についての裁定の基準は、別紙のとおり
標 準 処 理 期 間	： 1年以内
申 請 先	： 静岡県警察本部警察相談課
問 合 せ 先	： 同 上
備 考	この審査基準は、 ○ 犯罪被害者等給付金の支給に関する法律（平成13年法律第30号による改正後のもの） ○ 犯罪被害者等給付金の支給に関する法律施行令（平成18年政令第286号による改正後のもの） ○ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第24号による改正後のもの） の定めによる、犯罪被害者等給付金の支給についての裁定に関するものである。

別紙

第1 重傷病の認定等

1 重傷病の要件等

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項に定める「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、負傷又は疾病の療養の期間が1年以上であり、かつ犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して1年を経過するまでの間に当該療養のために3日以上病院に入院することを要するもの（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこと）である。ここで、3日以上病院に入院するとは、継続して3日以上病院に入院する必要はなく、1年間に通算して3日以上病院に入院することをいう。また、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったこととは、継続して3日以上労務に服することができない状態にある必要はなく、1年間に通算して3日以上労務に服することができない状態にあったことをいう。

なお、被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合には、当該負傷又は疾病についての被害者負担額も遺族給付金の対象となるが、当該負傷又は疾病は重傷病の要件を満たす必要はなく、当該負傷又は疾病について加療及び入院日数に特段の要件は設けられていない。

2 認定要領

重傷病の要件の認定については、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、病院に入院した日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書等により判断する。

また、遺族給付金について死亡前に療養を受けた場合については、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師の死亡診断書等により認定する。

第2 障害の認定

1 障害の程度

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表に定める身体上の障害は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害等級表に定める障害と同様である。

2 認定要領

(1) 認定時期

法第2条第4項に定める「障害」の認定は、負傷又は疾病が治ったとき又はその症状が固定したときに行う。

「症状が固定したとき」とは、負傷又は疾病が治ったとはいえないが、医学的にそれ以上の療養の効果が期待し得ないと判断されたときをいう。

なお、犯罪による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の精神的な障害の症状が固定したことの判断については、他の災害補償関係法令における運用に倣い、適正な判断を行うものとする。

(2) 認定基準

障害の認定の基準は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害の認定の基準と同程度である。

第3 被害者及び遺族

1 被害者及び遺族の国籍及び住所

法第3条の規定により、日本国内に住所を有する外国人が重傷病又は障害を受けた場合には、その者に犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）の受給資格があることとなり、また、遺族が日本人であるか、又は日本に住所を有する外国人であれば、被害者の国籍又は住所のいかんを問わず、遺族に給付金の受給資格があることとなる。

2 遺族の範囲と第一順位遺族

給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、法第5条に定めるところによるが、その取扱いは、次のとおりである。

(1) 遺族の範囲について

ア 「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係をいうものであり、その事実を成立させようとする当事者間の合意と事実関係の存在とが要件になる。

したがって、婚姻の意思もなく単に同棲していた場合等は、これに当たらない。また、当事者間の合意と事実関係の存在の要件があったとしても、民法の近親婚の制限（民法第734条）等に該当するものについては、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」とすることはできない。

イ 「被害者の収入によって生計を維持していた」とは、専ら又は主として被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合をもいう。

したがって、被害者と当該遺族が同居し、共に収入を得ていた場合には、相互に生計依存関係がない場合を除いては、当該遺族は、被害者の収入によって生計を維持していた者に当たることとなる。

なお、被害者の収入には、勤労に基づく収入のほか、金利、家賃、地代等の収入も含まれる。

(2) 第一順位遺族について

第一順位遺族が2人以上ある場合には、その全員がそれぞれ第一順位遺族となる。

また、給付金の裁定を受ける前に第一順位遺族が死亡した場合には、第2順位遺族が第一順位遺族に繰り上がる。

第4 給付金を支給しないことができる場合

1 減額基準

- (1) 規則では、法第6条各号の規定に応じ、給付金の全部を支給しない場合（以下「第1類型」という。）、法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額を支給しない場合（以下「第2類型」という。）及び法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額を支給しない場合（以下「第3類型」という。）の3つの類型を設けている。規則の規定と準拠した法の規定との関係は、次のとおりである。

規則の規定	準拠した法の規定	類型
第2条	第6条第1号及び第3号	第1類型
第3条	第6条第1号及び第3号	第2類型
第4条	第6条第2号及び第3号	第1類型
第5条	第6条第3号	第1類型
第6条第1号	第6条第2号及び第3号	第2類型
第6条第2号	第6条第2号及び第3号	第3類型
第7条前段	第6条第3号	第3類型
第7条後段	第6条第1号及び第3号	第3類型

規則第9条は、概括規定として、規則第2条から第7条までの規定に準じ、給付金の全部又は一部を支給しないものとする場合について規定し、また、規則第10条は、規則第2条から第7条までの規定の特例として、これら各条の規定にかかわらず、給付金の額の全部又は一部を支給する場合について定めている。

- (2) 規則第2条から第7条までの規定を適用するに当たり、同時に2以上の規定に該当する事由がある場合の取扱いについては、規則第8条の規定に基づき、次のとおりとする。

ア 当該事由が類型の異なる2以上の規定に該当する場合は、最も重い減額の程度

を定める類型に属する規定を適用すること。

(例) 規則第4条第2号に該当する事由と規則第7条に該当する事由がある場合は、規則第4条第2号を適用する。

イ 当該事由が同一類型に属する2以上の規定に該当する場合は、当該類型に係る額を支給しないものとする。

(例) 規則第6条第2号に該当する事由と規則第7条に該当する事由がある場合は、法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額の給付金を支給しないものとする。

2 規則第2条関係

(1) 「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合」については、第3-2-(1)-アを参考にされたい。

(2) 「縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合」とは、縁組の届出をしていないが、縁組が成立するために必要な民法上の実質的要件を備え、かつ、両者の間に互助又は扶養の関係が認められる場合をいう。

3 規則第4条関係

(1) 第1号について

「教唆」及び「幫助」は、刑法第61条の教唆及び第62条の幫助と同義である。この号は、被害者等の積極的な行為を伴うものであり、第5条第1号は受動的なものである。

(2) 第2号について

ア 「過度の暴行又は脅迫」とは、人に対する有形力の行使又は人に対する害悪の告知で、当該犯罪被害を招来することが社会通念上相当であると認められる程度のものをいう。

イ 「重大な侮辱」とは、人の社会的名誉又は名誉感情を害する行為で、当該犯罪被害を招来することが社会通念上相当であると認められる程度のものをいう。

ウ 「等」とは、過度のいやがらせ又は強要、重大な背信行為等をいう。

(3) 第3号について

ア 「関連する」とは、被害者等（規則第2条の被害者等をいう。以下同じ。）の著しく不正な行為がなければ当該犯罪行為もなかったという条件関係があることをいう。

例えば、強盗の共犯者が、強取した財物の独り占めを図るため、他の共犯者を殺害したときは、当該強盗行為は当該殺害行為に「関連する」ものといえる。

イ 「著しく不正な行為」とは、規則第4条第1号及び第2号に規定する行為以外の行為で、違法性の強いものをいう。

例えば、ノミ行為、賭博行為、麻薬又は覚せい剤の取引行為等である。

ウ 被害者等に当該犯罪行為に関連する不正な行為があったときは、当該行為の態様に応じ、規則第6条第1号又は第2号に該当する。

4 規則第5条関係

(1) 第1号について

ア 当該犯罪行為の「容認」とは、明示又は黙示の同意等当該犯罪行為を容認する行為をいう。

教唆又は幫助による当該犯罪行為の容認は、この号の規定ではなく、規則第4条第1号の規定に該当する。

イ 「容認」は、普通の弁識能力を有する被害者等が任意かつ真意に出たものであることを要する。

(2) 第2号について

「その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるとき」とは、当該犯罪行為と被害者等がその組織に属していたこととの間に何らの因果関係も認められないときをいう。

(3) 第3号について

ア 「その他の加害者と密接な関係にある者」とは、当該被害者等の行為が、当該犯罪行為の加害者に対する報復としてなされたと同一視し得る範囲内にある者をいう。

イ 「重大な害」とは、治療に要する期間、後遺障害の有無その他の事情に照らし、社会通念上看過することができない程度の傷害をいう。

5 規則第6条関係

(1) 第1号について

ア 「暴行、強迫、侮辱」とは、人に対する有形力の行使、人に対する害悪の告知、人の社会的名誉又は名誉感情を害する行為で、規則第4条第2号に該当しないものをいう。

イ 「等」とは、いやがらせ、強要、背信行為等をいう。

(2) 第2号について

「当該犯罪被害を受ける原因となった不注意又は不適切な行為」とは、積極的な誘発行為ではないが、結果的に当該犯罪被害を受ける原因となった状況又は環境を作り出すような不注意又は不適切な行為をいう。

6 規則第7条関係

(1) 「密接な関係があったとき」とは、被害者等と加害者との間に同居、交遊、同一職場における勤務、継続的な商取引等の関係があつて当事者間に人間関係を含む深い関係が生じており、この関係が当該犯罪行為の背景事情になっている場合をいう。

(2) 同居、交遊、同一職場における勤務、継続的な商取引等による関係が成立しているか否か、当該関係が当該犯罪行為の背景事情になっているか否かの判断基準は、「法第9条の規定による額を支給することが社会通念上適切でない」と認められるとき」に該当するか否かであるが、具体的な判断に当たっては被害者等と加害者との関係、その関係と当該犯罪行為との関連、当該犯罪行為の動機・要因等を総合的に検討して個別に行うことになる。

7 規則第9条関係

規則第9条は、被害者と加害者の関係、遺族（第一順位遺族以外の遺族（法第5条第1項の遺族給付金の支給を受けることができる遺族をいう。）を含む。）と加害者の関係や同居の実態等から判断して、規則第2条から第7条までに定める事由と類似する事由が認められる場合等に適用される。

8 規則第10条関係

(1) 第1項について

「特段の事情があるとき」とは、次のような事情があるときをいう。

ア 規則第2条及び第3条の規定に関し、被害者等と加害者との間の婚姻又は縁組が事実上解消しており、両者が全く他人と同様の関係にあると認められる事情があるとき。

イ 規則第4条第2号及び第6条第1号の規定に関し、被害者等の行為は外形的にはこれらの規定に該当するが、当該犯罪被害が発生した過程における加害者の行為等に照らせば、当該被害者等についてこれらの規定に該当する行為を行わないことを期し難い事情があるとき。

ウ 規則第7条前段の規定に関し、被害者等と加害者との間に密接な関係があった場合において、当該犯罪行為がその関係にかかわりなく、又は加害者の一方的な理由により行われたとき。

(2) 第2項について

ア 「その他の当該犯罪に係る事情」とは、犯罪行為が行われた時に、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が当該加害者に対して禁止命令等をしてきたなど、加害者と被害者等との関係において、公的機関が、被害者等を保護するため、法律に基づき加害者等に対し一定の命令を発していたこと等の点でこの項に例示する事情に準ずるような事情をいう。

イ 「特に必要と認められるとき」とは、アの「その他の当該犯罪に係る事情」を「勘案」して、この項を適用する必要性が特に高いと認められるときをいう。

第5 他の法令による給付等との関係

1 法第7条第1項の給付等

(1) 災害給付の種類

法第7条第1項の規定により遺族給付金（被害者負担額に係る部分を除く。）及び障害給付金の調整対象となる他の法令による給付等（以下「災害給付」という。）としては、規則第12条において、不慮の死亡又は障害が発生した場合に支給される災害補償関係法令による障害（補償）給付、遺族（補償）給付等が定められている。

なお、厚生年金保険法、国民年金法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等による年金たる給付及び児童扶養手当法の規定による児童扶養手当は法第7条第1項の調整対象からは除かれている。

(2) 災害給付に相当する金額

ア 調整基礎額

この制度においては、厚生年金保険法、国民年金法等の規定による年金たる給付及び児童扶養手当法の規定による児童扶養手当との調整を行わないこととしているため、災害給付に相当する金額の算定に当たって、当該災害給付とこれらの年金たる給付等との調整関係がある場合には、その調整関係を考慮した上で当該災害給付に相当する金額を算定することとし、これらの年金たる給付等が実質的に支給されることとなるように配慮することとしている。そのため、災害給付に相当する金額の算定に当たっては、まず、当該災害給付に係る調整基礎額を次のとおり算定することとしている。

a 年金たる給付等との調整関係がない災害給付については、当該災害給付の額を調整基礎額とする。

b 災害給付が行われることにより、厚生年金保険法若しくは国民年金法の規定による年金たる給付の支給が停止され、又は児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給が行われないこととなる場合には、当該支給が停止される年金たる給付の額又は支給が行われないこととなる児童扶養手当の額（これらの額が当該災害給付の額を超えるときは、当該災害給付の額）を当該災害給付の額から減じて得られる額を調整基礎額とする。

イ 災害給付に相当する金額の算定方法

a 災害給付が一時金としてのみ行われるべき場合

災害給付が一時金としてのみ行われるべき場合には、アの方法により求めた調整基礎額を当該災害給付に相当する金額とする。

b アに掲げる場合以外の場合

アに掲げる場合以外の場合としては、災害給付が年金の方式で行われるべき場合が典型的な例であるが、このほか年金と一時金との組合せの方式で行われるべき場合（年金について前払一時金又は差額一時金が支給される場合）等がある。

このような場合には、法定利率を用いた単利の方法により、将来にわたり支給を受けるべき災害給付の額の現在価値を求め、その額を当該災害給付に相当する金額とする。

この算定方法を示したものが、規則第13条第1項後段の規定であるが、災害給付が年金の方式で行われる場合を例にして、これを式で表すと次のようになる。

災害給付に相当する金額

$$= \sum_{t=1}^n \frac{k}{1 + 0.05 \times t}$$

k は、災害給付に係る調整基礎額
 n は、災害給付が行われるべき事由が生じた時からその給付が行われることがなくなる時（例えば、受給権者の死亡の時）までの期間（例えば、受給権者の平均余命）の年数（1年未満は切捨て）である。

災害給付に相当する金額の算定は、この式によって行うべきものであるが、実際には、「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数を用い、次の計算式によって行うことが便利である。

災害給付に相当する金額

$$= k \times r$$

k は、災害給付に係る調整基礎額
 r は、「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数
 この場合における年数は、上記計算式における n である。

法定利率による単利年金現価係数表

年数	係数	年数	係数	年数	係数
1	0.952	23	15.045	45	23.231
2	1.861	24	15.500	46	23.534
3	2.731	25	15.944	47	23.832
4	3.564	26	16.379	48	24.126
5	4.364	27	16.804	49	24.416
6	5.134	28	17.221	50	24.702
7	5.874	29	17.629	51	24.984
8	6.589	30	18.029	52	25.261
9	7.278	31	18.421	53	25.535
10	7.945	32	18.806	54	25.806
11	8.590	33	19.183	55	26.072
12	9.215	34	19.554	56	26.335
13	9.821	35	19.917	57	26.595
14	10.409	36	20.275	58	26.852
15	10.981	37	20.625	59	27.105
16	11.536	38	20.970	60	27.355
17	12.077	39	21.309	61	27.602
18	12.603	40	21.643	62	27.846
19	13.116	41	21.970	63	28.087
20	13.616	42	22.293	64	28.325
21	14.104	43	22.611	65	28.560
22	14.580	44	22.923		

- (3) 災害給付に相当する金額の限度で遺族給付金（被害者負担額に係る部分を除く。）を支給しない場合

死亡である犯罪被害を原因として災害給付が行われるべき場合には、当該犯罪被害に係る遺族給付金の支給を受けるべき第一順位遺族が災害給付の支給を受けるべきときのほか、第一順位遺族以外の遺族給付金の受給資格を有する遺族の中に災害給付の支給を受けるべき者がいるときも、当該災害給付に相当する金額の限度において、遺族給付金を支給しないこととなる。

2 法第7条第2項の給付等

(1) 療養給付の種類

法第7条第2項の規定により重傷病給付金及び遺族給付金（被害者負担額に係る部分に限る。）の調整対象となる他の法令による療養に関する給付等（以下「療養給付」という。）は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、被害者に対し、令第8条に規定する法律（健康保険法等）以外の法令（条例を含む。）の規定により行われるべき療養に関する給付と定められている。具体的には、労働者災害補償

保険法による療養補償給付等の災害補償関係法令による療養に関する給付、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付、独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費、自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付、地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付等が想定される。

(2) 療養給付との関係

犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して1年を経過するまでの間に行われるべき療養給付の額の限度において、重傷病給付金及び遺族給付金(被害者負担額に係る部分に限る。)を支給しない。

第6 損害賠償を受けたときの取扱い

法第8条第1項に定める「損害賠償を受けたとき」とは、被害者又は遺族が加害者等から現実に損害賠償を受けたときのほか、適法にその損害賠償請求権を放棄したときを含むものである。

犯罪被害による損害をてん補する目的でなされた加害者等からの給付であれば、賠償金、見舞金等の名称のいかんを問わず、ここにいう「損害賠償」に当たる。

死亡である犯罪被害を原因として損害賠償が行われた場合には、当該犯罪被害に係る遺族給付金の支給を受けるべき第一順位遺族が損害賠償を受けたときのほか、第一順位遺族以外の遺族給付金の受給資格を有する遺族の中に損害賠償を受けた者がいるときも、当該損害賠償の価額の限度において、遺族給付金を支給しないこととなる。

第7 給付基礎額及び倍数

1 給付基礎額

法第9条第1項(同条第5項において引用する場合を含む。)に規定する給付基礎額は、令第4条の規定により、被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額(以下「収入日額」という。)を基に算定するが、その取扱いは、次のとおりである。

- (1) 被害者が労働基準法第9条の労働者である場合の収入日額は、同法第12条に規定する平均賃金の例により定めることとなるが、同条に規定する平均賃金の算定については、常用労働者及び日雇労働者のそれぞれにつき、労働基準法施行規則、厚生労働大臣告示及び関係通達によって多岐にわたる算定方法が示されているところがあるので、給付金の申請に対する裁定に当たっては、当該事案における被害者ごとに当該計算方法の例により各個に算定することとなる。
- (2) 令第4条に定める「その他の者」とは、労働基準法第9条の労働者以外の者として勤労に基づく収入を得ていた者及びこの場合と同法第9条の労働者として賃金収入を得ていた場合とが併存する者のほか、被害当時無職であった者を含む。

2 倍数

- (1) 法第9条第1項の規定により遺族給付金の額を算定するため給付基礎額に乗じるべき倍数は、令第5条に定めるところであるが、当該倍数については、遺族給付金の支給を受けることができる遺族の態様に応じて定められるものであり、遺族給付金の支給を受けることとなる第一順位遺族の態様に応じて定められるものではない。

また、法第9条第5項の規定により障害給付金の額を算定するための給付基礎額に乗じるべき倍数は、令第11条に定めるものである。

- (2) 令第5条第1号の「生計の維持」の概念及び同号イ及びロの「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の概念については、第3-2-(1)と同様である。

第8 被害者負担額

1 被害者負担額の定義

法第9条第2項に定める被害者負担額は、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して1年を経過するまでの間における療養に要した費用の額から、令第8条に規定する法律の規定により当該被害者が受け、又は受けることができた当該負傷又は疾病から1年の間における療養に関する給付の額を控除して得た額である。

ここで、療養に要した費用の額は、基本的に健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定することとし、老人保健法及び介護保険法の規定による療養に関する給付の対象となったものについては、それぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定することとする。

また、令第8条に規定する法律は、第3号の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）を準用し、又はその例による場合として、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）を含む。

さらに、介護保険法の規定による療養に関する給付とは、同法の規定による給付（これには医療系のサービスのみならず福祉系のサービスも含まれる。）のうち、医療系サービスに限定される。医療系サービスとは、①同法第7条第8項に規定する訪問看護、②同法第9項に規定する訪問リハビリテーション、③同法第10項に規定する居宅療養管理指導、④同法第12項に規定する通所リハビリテーション、⑤同法第14項に規定する短期入所療養介護、⑥同法第22項に規定する介護保健施設サービス及び⑦同法第23項に規定する介護療養施設サービスをいう。

2 被害者負担額の算出方法

被害者負担額の算出の手順は、次のとおりである。

- (1) 被害者は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、原則として保険診療を受けることから、その療養のために当該負傷又は疾病から1年の間にかかった保険診療に係る自己負担額（医療機関等が発行する領収書上明らかとなる。）を合計する。その合計額を被害者負担額とする。

なお、病院に入院したときの食事療養に係る自己負担額（いわゆる標準負担額）も保険診療に係る自己負担額であり、被害者負担額に含まれる。

- (2) 被害者が、当該療養についてやむを得ず保険診療を受けられなかった場合には、当該被害者に対し、その者が加入する保険者（健康保険組合等）から療養費等（償還払いによる保険給付）を受ける手続をとるよう促し、その結果明らかとなる保険診療に換算した場合の自己負担額（保険者は被害者に係る療養に要した費用の額を保険診療に換算することから、その保険診療に換算した額から療養費等を控除して得た額が保険診療に換算した場合の自己負担額となる。）を合計する。その合計額を被害者負担額とする。
- (3) 以上の手続により算出される自己負担額が高額に達する場合には、高額療養費、附加給付等の保険給付がなされることがあるが、この場合には、当該自己負担額から高額療養費等の保険給付を控除して得た額を被害者負担額とする。
- (4) 被害者と同一世帯に属する者が受けた療養の保険診療に係る自己負担額と合算されて高額療養費等の保険給付がなされる場合には、被害者に係る自己負担額から、高額療養費等の支給額に、被害者に係る自己負担額（高額療養費等の支給の対象となる自己負担額に限定される。）を当該世帯に係る自己負担額（高額療養費等の支給の対象となる自己負担額に限定される。）で除して得た割合を乗じて得た額を控除して得た額を被害者負担額とする。

被害者が当該負傷又は疾病から1年を経過して受けた療養に係る自己負担相当額や被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病以外を原因として受けた療養に係る自己負担額と合算されて高額療養費等の保険給付がなされる場合も同様にして被害者負担額を算出する。

なお、上記の算出方法により被害者負担額を算出するに当たり、被害者に係る自己負担額から控除すべき高額療養費等の支給額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 無保険者についての被害者負担額

被害者が令第8条に規定する法律の規定により療養に関する給付を受けることができない場合にあつては、1月（暦月）当たり80,100円を限度として、当該負傷又は疾病から1年の間に被害者が当該負傷又は疾病の療養（令第8条に規定する法律の規定による療養に関する給付の対象となるべきものに限る。）に現に要した費用の額を被

害者負担額とする。ただし、当該負傷又は疾病から1年の間に1月当たりの被害者負担額が80,100円を超える月数が3月以上ある場合にあっては、その3月に達した月の翌月以降の月については、被害者負担額が1月当たり44,400円を超えることができない。

4 被害者負担額の算出方法の特例

当該負傷又は疾病の療養のための入院が当該負傷又は疾病から1年の間の末日の翌日以降に及ぶものとなったため、当該負傷又は疾病から1年の間における療養に要した費用の額を知ることが困難である場合（以下これに該当する入院を「特定入院」という。）には、当該末日の属する月（以下「最終月」という。）の被害者負担額は、最終月の保険診療に係る自己負担額に、最終月の当該負傷又は疾病から1年の間における特定入院に係る入院日数を最終月の特定入院に係る入院日数で除して得た率を乗じて得た額とする。

なお、上記の算出方法により最終月の被害者負担額に円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第9 給付金の支給手続

1 裁定の申請

(1) 申請者

給付金の支給に係る申請は、同一の犯罪被害について2人以上の者が申請する場合であっても、裁定を受けようとする者がそれぞれの住所地を管轄する公安委員会に対して個別に行うものである。

(2) 添付書類の内容

ア 規則第16条第3号の書類は、住民票の写し、被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の供述書等である。

イ 規則第16条第4号の書類は、先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等である。

ウ 規則第16条第5号の書類は、住民票の写し、送金証明等である。

エ 規則第16条第7号の書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、送金証明等である。

オ 規則第16条第8号又は第18条第3号の書類は、給与証明書、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書の写し等である。

カ 規則第16条第9号ア又は第17条第1号の診断書等には、

- ・ 負傷し、又は疾病にかかった日
- ・ 負傷又は疾病から1年間における入院日数（規則第17条第1号の場合に限る。）
- ・ 負傷又は疾病の状態

を明記すること。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったことを明記すること。

キ 規則第16条第9号イ又は第17条第2号の書類は、保険者が発行する被保険者証等である。

ク 規則第16条第9号ウ又は第17条第3号の書類は、被害者が自己負担した医療費に係る領収証等である。

ケ 規則第18条第1号又は第2号の診断書等には、

- ・ 負傷又は疾病が治ったこと（症状が固定したこと。）。
- ・ 負傷又は疾病が治った日（症状が固定した日）
- ・ 負傷又は疾病が治ったとき（症状が固定したとき）における身体上の障害の部位及び程度

を明記すること。

(3) 添付書類の省略

ア 規則第23条第1項の「申請書の余白にその旨を記載して」とは、申請書の備考

欄に次の事項を記載することにより行う。

(7) 同時に申請した同一世帯に属する者の氏名

(イ) 省略した添付書類の名称

イ 規則第23条第2項の「特に必要がないと認めるとき」とは、障害給付金又は重傷病給付金に係る裁定の申請を行った申請者が死亡したため、その遺族が改めて遺族給付金に係る裁定の申請（以下「遺族給付金の申請」という。）を行う場合における規則第16条第8号又は第9号の書類により証明すべき事項、遺族給付金の申請を行った者が裁定を受ける前に死亡したため、新たに第一順位遺族となった者が改めて遺族給付金の申請を行った場合における両者の申請に重複する証明事項等、当該公安委員会において当該関係手続上既に明らかとなっている事項を改めて申請者に証明させる必要がないときをいう。

(4) 申請することができる期間

法第10条第2項の「2年を経過したとき」又は「7年を経過したとき」は、それぞれ、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日の翌日から起算する。

(5) 重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があった後における申請

法第11条第3項の「重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該被害者が当該犯罪行為により死亡したとき」とは、被害者が犯罪行為により負傷し、若しくは疾病にかかり重傷病となり重傷病給付金を支給され、又は障害となり障害給付金を支給された後当該犯罪行為による被害が原因で死亡したため、被害者の第一順位遺族が遺族給付金の申請をしたときをいう。

(6) 仮給付金の支給を受けた後における申請

法第12条第5項の「仮給付金の支給を受けた被害者又は遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該被害者又は遺族が死亡したとき」とは、被害者が仮給付金の支給を受けた後、重傷病給付金又は障害給付金の裁定を受ける前に死亡したため、その第一順位遺族が改めて遺族給付金の申請をした場合及び第一順位遺族が仮給付金の支給を受けた後、遺族給付金の裁定を受ける前に死亡したため、新たに第一順位遺族となった者が改めて遺族給付金の申請をした場合をいう。

2 裁定の申請の却下

法第13条第3項の「正当な理由」とは、申請者の報告が黙秘権又は公務員の守秘義務等にかかわる場合、申請者が病気等のため出頭できない場合等、法第13条第1項の調査に協力することができないやむを得ない理由をいう。

3 仮給付金

法第12条に定める仮給付金は、本来の裁定が行われるまでの間、被害者又は遺族の迅速な救済のために支給されるものであり、裁定が行われた場合に、給付金と調整することが予定された前渡し金としての性格を有している。

(1) 支給の要件

ア 仮給付金の支給については、給付金の支給に係る裁定の申請がなされていることを要件とするが、別に仮給付金支給決定を求める旨の申請を必要とするものではない。

イ 仮給付金の支給決定は、少なくとも、当該被害が犯罪被害であることは明らかであることが前提となる。したがって、例えば自他殺不明の変死についてはもとよりのこと、故意・過失不明の犯罪による死亡について給付金の申請がなされた場合においては、仮給付金の支給の決定をなし得ない。

ウ 「速やかに裁定をすることができない事情」とは、被害者等に給付金の一部を支給しないこととすることができる場合（法第6条）、法第9条第2項に規定する期間の期日前で、かつ、当該申請に係る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前で被害者負担額が不明である場合、被害者の障害の程度がいずれの障害等級に該当するか不明である場合、損害賠償（法第8条）等が実施される

可能性がある場合等、当該犯罪被害に係る事実関係が未確定であり、それが確定しさえすれば所定の額の給付金を支給することができることとなるような事情である。

エ 「犯罪行為の加害者を知ることができず」とは、当該犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに裁定をすることができない原因事情の例示の一つであるから、仮に、いまだ犯罪行為の加害者を知ることができない場合等であっても、捜査活動等の結果、当該犯罪被害に係る事実関係が明らかとなり、裁定を行うことができる状況に達しているときには、仮給付金の決定ではなく、給付金の支給に係る裁定を行うこととなる。

(2) 仮給付金の額

ア 令第12条の額は、給付金の支給に関する裁定が行われた場合に仮給付金を返還させることとならないような額が適当であるという観点から定められたものである。

イ 仮給付金の額は、原則として、令第12条の額をもって運用することとなる。ただし、損害賠償が実施され法第8条第1項の規定により給付金が調整される可能性がある場合等であって、調整後の給付金の額が令第12条で定める額に満たないときは、調整後の給付金の額を限度とする。

ウ 既に仮給付金の支給を受けた被害者が当該犯罪行為により死亡した場合において、第一順位遺族が別途遺族給付金の支給を申請し、かつ、当該申請人についても法第12条第1項の要件を充足しているときは、当該遺族給付金の申請に係る仮給付金の額が既に支給された仮給付金の額を超えている場合に限り、その差額を支給することとなる。

エ 遺族給付金の支給を求める申請者が仮給付金の支給を受けた後で裁定前に死亡した場合は、仮給付金が給付金の支給を前提とした前渡し金であるからといても、当該仮給付金を返還させる必要はない。しかし、この場合に、当該同一の事案について新たに次の第一順位遺族が遺族給付金の申請をし、かつ、当該申請人についても法第12条第1項の要件を充足しているときは、当該遺族給付金の申請に係る仮給付金の額が既に支給された仮給付金の額を超えている場合に限り、その差額を支給することとなる。

第10 その他

1 不正利得

法第15条の「偽りその他不正の手段」とは、詐欺罪（刑法第246条）その他の犯罪を構成する行為のほか、社会通念上不正行為と認められる行為をいう。具体的な行為の態様としては、公安委員会に提出する申請書に虚偽の事実を記載したり、公安委員会に偽りの報告をするなどの行為がある。その不正の手段は、給付金の支給を受けた者の行為に限られない。

給付金の「支給を受けた者」とは、偽りその他不正の手段により、現実に、かつ、直接に給付金の支給を受けた者をいう。

2 時効

給付金の支給を受ける権利は、2年間行わないときは時効により消滅するが、この消滅時効の起算日は、民法の到達主義（民法第97条）及び初日不算入の原則（民法第140条）の規定により、申請者が通知書を受け取った日の翌日とする。

第11 経過措置

次に掲げる行為については、第1から第10までにかかわらず、それぞれの法、令又は規則の改正に伴う経過措置の適用を受ける。

1 平成13年7月1日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害（犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成13年法律第30号。以下「平成13年改正法」という。）による改正前の犯罪被害者等給付金支給法（以下「平成13年改正前の旧法」という。）第2条第2項に規定する重障害をいう。）

平成13年改正法附則第2条、犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政

令（平成13年政令第183号）附則第2項並びに犯罪被害者等給付金支給法施行規則の一部を改正する規則（平成13年国家公安員会規則第12号）附則第2項及び第3項に規定する経過措置

2 平成14年10月1日前に行われた療養

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第282号）附則第6条に規定する経過措置

3 平成14年10月1日以降、平成18年10月1日前に行われた療養

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年政令第286号）附則第15条に規定する経過措置

4 平成13年7月1日以降、平成18年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第99号）附則第2項並びに犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第11号）附則第2項及び第3項に規定する経過措置